

65歳以上の市民税非課税措置

廃止を承認

5月臨時会

地方税法等の改正に伴う狭山市税条例の一部改正など、4議案を原案のとおり可決いたしました。

議案審議(本会議)

議案36 専決処分承認を求めることについて (原案承認)

(狭山市税条例の一部を改正する条例)

Q 65歳以上の方で、前年の合計所得金額125万円以下の場合、これまで市民税非課税だったが、改正後の課税額は。

A 平成18年度は対象者約1800人、課税額約897万円を見込んでいる。

Q 高齢者に税金を負担させることについて、市長の見解は。

A 現在の経済状況等を踏まえたものであると考える。

Q 65歳以上の方に対する市民

税非課税措置廃止に伴う経過措置で、平成17年1月1日現在で65歳になった方に対する課税額は。

A 平成19年度で約1797万円、平成20年度で約2693万円を見込んでいる。

Q 夫婦2人世帯で収入が年金収入245万円の場合の課税額は。

A 改正後の市県民税額は3万3500円になる。

Q 市民税非課税世帯から課税世帯になることでの影響は。

A 介護保険料や国民健康保険の負担額が増額になる。

Q 上位法である地方税法等の改正で、市の条例も改正せざる

を得ないが、その影響への対策は市独自で検討する必要があるのでは。

A 総合振興計画に基づいた計画を着実に実行していきたい。

Q 給与支払者に課される給与支払報告書の提出範囲拡大とは。

A 雇用形態の多様化等に対応し、短時間で退職した場合等でも、30万円を超える収入があった方の給与支払報告書の提出を義務づけるものである。対象者は約9400人、課税額は約1億円を見込んでいる。

Q 固定資産税における被災者への優遇措置創設の背景は。

A 近年の災害や長期避難の状況等から、被災者の住宅再建期間の確保等を考慮している。

Q 避難指示等が出ていない自主避難の場合、避難にかかる被災住宅用地として固定資産税の軽減措置は適用されないのか。

A 現状では、適用されない。

議案37 専決処分の承認を求めることについて (原案承認)

(平成16年度狭山市一般会計補正予算(第8号))

Q 各基金の現在高と目標額は。

A 現在高は平成16年度末で財政調整基金が約18億4700万円、公施設整備基金が約2400万円、教育施設整備基金が約2億2500万円、社会福祉事業基金が約9600万円、都市基盤整備基金が約29億4100万円、美術品等取得基金が約1億9000万円、みどりの基金が約6億500万円、文化及び産業功労者等奨励基金が約6800万円、環境保全創造基金が約4500万円である。

Q 目標額は財政調整基金が20億円としていたが、近年の財政状況から、その達成は難しくなっている。

A 各基金の募集方法は。

Q みどりの基金は募金箱を置いて募集しているが、そのほかの基金は募集していない。

A 民間保育所施設・設備整備事業費予算が平成17年度に繰り越されているが、その整備状況は。

A 間もなく竣工検査を実施し、平成17年6月開園予定である。



Q 各基金の目標額を明確にし、計画的に積み立てるべきでは。

A 現状では、余剰財源をできるだけ積み立てるようにしている。

Q 民間保育所施設・設備整備事業費予算が平成17年度に繰り越されているが、その整備状況は。

A 間もなく竣工検査を実施し、平成17年6月開園予定である。



次の議案は原案承認

議案38

専決処分の承認を求めることについて(平成16年度狭山市計画事業上広瀬土地地区画整理事業特別会計補正予算(第4号))

議案39

専決処分の承認を求めることについて(平成16年度狭山市介護保険特別会計補正予算(第3号))

正・副議長 就任のあいさつ

この度、私ども兩名は、5月臨時会において、議長並びに副議長に就任いたしました。

今、市民ニーズに的確に対応し、効率的な行政運営が求められています。議会の意思決定機関としての使命を再認識し、市政発展のため、一層努力してまいります。皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜わりますよう心からお願ひ申し上げます、就任のあいさつといたします。



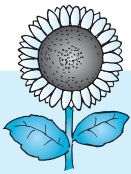
東山 徹 副議長



渡辺 智昭 議長

委員会等の構成

(平成17年7月1日現在)



常任委員会

総務経済委員会

委員長	手島秀美
副委員長	小谷野剛
	栗原武務
	内笹井秀二
	田村藤哲男
	斎藤喜康
	奥富沢正一
	大渡辺智昭

文教厚生委員会

委員長	向田千寿子
副委員長	宮寺完二
	東山徹
	吉池美耶子
	中川川浩
	斉藤壮伍
	大猪股えみ子
	岩田嘉直
	三司

議会運営委員会

委員長	中村正義
副委員長	中川浩剛
	小谷野剛
	宮寺完二
	向田千寿子
	伊藤彰
	内笹井秀二
	田村島美直
	手猪股嘉

建設委員会

委員長	伊藤彰
副委員長	磯野和夫
	高橋フカシ久美子
	中村正義
	大島政教
	広尾すみ子
	尾崎忠也
	吉武永喜
	武藤八



特別委員会

基地対策特別委員会

委員長	奥	富	喜	康
副委員長	田	村	秀	二
	宮	寺	完	二
	磯	野	和	夫
	中	村	正	義
	手	島	秀	美
	猪	股	嘉	直
	大	沢	正	一
	吉	沢	永	

市街地整備促進特別委員会

委員長	齐	藤	壮	伍
副委員長	伊	藤	彰	
	小	野	剛	
	向	田	千	寿
	内	井	務	子
	中	川	浩	
	広	森	す	み
	尾	崎	忠	也
	武	藤	喜	八

会派等の構成



志政会 (10名)

◎奥 富 喜 康
東 山 徹
小谷野 剛
宮 寺 完 二
中 村 正 義
田 村 秀 二
尾 崎 忠 也
吉 沢 永 次
岩 田 三 司
武 藤 喜 八

未来フォーラム (4名)

◎栗 原 武
伊 藤 彰
吉 池 美耶子
手 島 秀 美

日本共産党 (4名)

◎広 森 すみ子
内 笹 井 務
大 沢 えみ子
猪 股 嘉 直

公明党 (4名)

◎齐 藤 壮 伍
向 田 千寿子
磯 野 和 夫
渡 辺 智 昭

プロジェクト21 (4名)

◎大 島 政 教
中 川 浩
斎 藤 哲 男
大 沢 正 一

無所属 (1名)

高橋ブракン 久美子

◎会派代表者

市職員の調整手当引き上げ

年間約7,500万円削減

6月定例会

市長から提出された22議案（撤回された1議案除く）のほか、議員から提出された3議案を原案のとおり可決いたしました。

議案43 狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

（原案可決）

Q 住民基本台帳の閲覧手数料も改正するべきでは。

A 現在、一人200円、二人目以降は一人の閲覧につき20円を徴収しているが、今後の状況を見て対応していく。

Q 設置されている広告旗が許可申請されているかどうかの確認方法は。

A 道路パトロール等の中で確認していく。

Q 広告旗の許可申請が必要になった理由は。

A 埼玉県屋外広告物条例が改正され、広告旗が許可対象になったことによる。

Q 広告旗で許可申請が必要ない場合は。

A 自己の営業所等敷地内に設置され、旗の大きさが一定の範囲内であれば申請の必要はない。

A 入間基地からは委員としてはなく、補助的な参加ならできるとの回答を得ている。

議案46 平成17年度狭山市一般会計補正予算（第1号）

（原案可決）

Q 基本構想等に関する委託業務の内容は。

A 基本構想の見直し、中期基本計画素案策定等の支援を予定している。

Q 基本構想見直し等におけるコンサルタント会社の役割と選定方法は。

A 専門的な調整、検討や市民会議運営等の支援をお願いしたい。選定方法はプロポーザル（企画提案）方式を予定している。

Q コンサルタント会社の選定基準は。

A 実績のある会社から選定したい。

Q プロポーザル方式による選定を公開の場で実施しては。

A 公開の場での実施は難しいが、選定結果については公開したい。

議案審議（本会議）

議案41 狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

（原案可決）

Q 条文中の「任命権者」とは。市長、市議会議長、教育長、消防長等のことである。

Q 公表に当たって、個人情報の取り扱いは。

A 個人情報公表しない。

議案42 狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（原案可決）

Q 配偶者出産時に男性職員が休暇を取得しやすくなる点は。

A 配偶者出産に伴う特別休暇の適用範囲を拡大した。

Q 配偶者の出産前後、男性職員に対し、育児のための特別休暇を新たに設ける理由は。

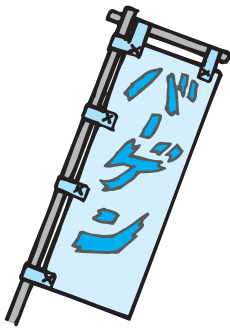
A 男性職員の育児参加のためである。

Q 子供の看護のための特別休暇取得状況は。

A 把握しているところでは、平成16年中、43人で延べ121日、取得者一人当たり平均2.8日となっている。

Q 市内民間企業の育児や看護のための休暇制度の実態は。

A 実態把握は困難である。



議案44 狭山市防災会議条例の一部を改正する条例

（原案可決）

Q 教育長、消防長を防災会議委員として明記している現行の条文を、市職員から市長が任命できるように改める理由は。

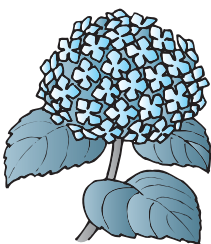
A 災害発生時に、いち早く対応できる体制を整備するためである。

Q 女性委員は何人いるのか。

A 現時点では、女性は含まれていない。

Q 女性委員の参加も必要では。女性の意見を十分踏まえた上で、委員には会議に臨んでいただくようにする。

Q 入間基地関係者を委員に入れるべきでは。





議案48の撤回について

入札落札業者の三井造船株式会社から、橋梁工事受注にまつわる独占禁止法違反容疑で東京高等検察庁により起訴されたため、平成17年6月20日付けで、契約辞退したい旨の申し出があったことを受け、市長から議案撤回請求が提出され、これを承認したものです。

議案審議（平成17年6月9日）及び議案撤回に対する質疑（平成17年6月22日）は次のとおりです。

議案48 狭山市リサイクルプラザ工場棟建設工事請負契約の締結について
(議案撤回)

Q 一般競争入札に際し、参加条件は設けたのか。

A 入札公告の際、複数の参加条件を設けた。

Q 粗大ごみ処理施設解体とリサイクルプラザ工場棟建設など、工程によって分離発注できなかったのか。

A 工事内容、期間等から分離発注は難しいとの結論になった。

Q 入札業者の特色を考慮した上で入札を実施したのか。

A 特色をつかんだ上で実施した。

Q 落札業者である三井造船の過去の実績は。

A 愛知県豊橋市、北海道江別市、室蘭市などで工事を実施している。

Q 落札業者の建設施設に問題があったことは。

A 問題があったという情報は入っていない。

Q 入札業者は社会通念上、問題ない業者なのか。

A 問題ないと確信している。

Q 落札業者は、橋梁工事を巡る談合事件で、強制捜査の対象になっていたのか。

A 情報は得ていない。
今回の落札率は。

A 94・73%である。
Q 新日本製鉄が入札辞退した理由は。

A 会社の都合によるとの連絡が入っている。

Q 落札業者との仮契約期間は、仮契約締結後、速やかに議会上に上程することになっている。

Q 国の補助金申請期間は。

A 本契約締結後、速やかに着工し、交付決定を受けることになっている。

Q 談合事件の推移を見てから、本契約しては。

A 本契約するためには議案として提出したところであり、弁護士からも法律的に問題ないとの回答を得ている。

議案撤回に対する質疑
Q 落札業者の契約辞退で、再入札の手続きは。

A 早急に手続きをする。

Q 再入札にかかる費用は。

A 特別な費用はかからない。

Q 契約撤回による補償の問題は。

A 仮契約の段階であり、補償の問題は発生しない。

Q 再入札執行までに要する期間は。

A 早急に執行したい。

Q 国の補助金申請期間に間に合うのか。

A 申請期間を考慮し、早急に再入札を執行したい。
Q 三井造船へのペナルティは、指名停止になる。



追加議案

今回は調整手当支給割合を8%に引き下げることを優先した。
Q 職員組合との交渉は。
A 計9回の交渉を重ねた。

議員提出議案

議員提出議案3 狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例
(原案可決)

提出議員 中村正義

議員提出議案4 狭山市議会会議規則の一部を改正する規則
(原案可決)

提出議員 中村正義

議員提出議案5 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
(原案可決)

提出議員 奥富喜康

議案62 狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(原案可決)

Q 調整手当支給割合を平成20年度に5%まで引き下げるための経過措置を条例化するべきでは。

A 国の給与制度見直しの状況等を踏まえ、経過措置については条例化しなかった。

Q 調整手当支給割合引き下げの経過措置を条例化することについて、市長の考えは。

A 職員組合との交渉結果から、



議案 40 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
(奥富孝一氏)

議案 45 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案 47 平成17年度狭山市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案 49 鶴ノ木雨水幹線築造工事(その1)請負契約の変更契約の締結について

議案 50 西河原雨水枝線築造工事(第2工区)委託に関する協定の締結について

議案 51 市道の路線の認定について(入間川、堀兼、奥富地区内)

議案 52 市道の路線の廃止について(入間川、堀兼、奥富、狭山台地区内)

議案 53 市道の路線の認定について(堀兼地区内)

議案 54 市道の路線の認定について(奥富地区内)

議案 55 市道の路線の廃止について(奥富、柏原地区内)

議案 56 市道の路線の認定について(奥富地区内)

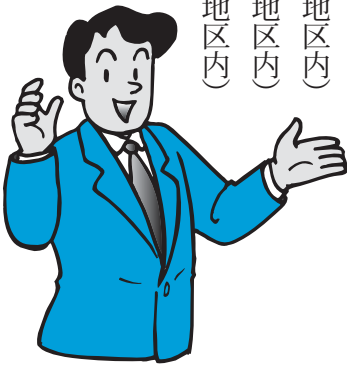
議案 57 市道の路線の廃止について(奥富地区内)

議案 58 市道の路線の認定について(水富地区内)

議案 59 市道の路線の廃止について(水富地区内)

議案 60 市道の路線の認定について(水富地区内)

議案 61 市道の路線の廃止について(水富地区内)



地方六団体改革案の早期実現に関する意見書(要旨)

政府においては、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案を実現するよう強く求めるものである。

- 1 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 2 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱い、国と地方の協議の場において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
- 3 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
- 4 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
- 5 地方交付税制度については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

※地方六団体：首長連合組織の全国知事会、全国市長会、全国町村長会と議長連合組織の全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会のこと。